

令和7年11月吉日

お客様各位

愛知県中央信用組合

## 「当座預金払戻帳」の取扱開始および「当座勘定規定」の一部改定について

平素はお引き立てを賜りお礼申し上げます。

当組合では、手形・小切手機能の全面的な電子化に向け、「当座預金払戻帳」の取扱いを開始し、これに伴い「当座勘定規定」を一部改定いたします。

### 記

#### 1. 「当座預金払戻帳」の取扱開始ならびに規定改定日

令和8年1月5日（月）

#### 2. 改定の対象となる規定

当座勘定規定

#### 3. 主な改定内容

当座勘定の払い戻し方法に、当座預金払戻請求書の使用を追加。

#### 4. 「当座預金払戻帳（当座預金払戻請求書）」について

小切手に代わり、当座預金の払い戻しに使用するため「当座預金払戻帳」（1冊につき、「当座預金払戻請求書」100枚綴り）を制定します。なお、発行には当組合所定の手数料をいただきます。

（1）当座預金払い戻しには、「当座預金払戻帳」を使用してください。

（2）「当座預金払戻請求書」の太枠内（日付・口座番号・おなまえ（お届けの署名鑑）・金額）を必ずご記入ください。金額の頭部には¥をお付けください。

（3）金額、おなまえ（署名鑑）を誤記された場合は、訂正しないで新しい「当座預金払戻請求書」を使用してください。

（4）「当座預金払戻請求書」と「当座払戻控」は切り離さずにご提示ください。

不正出金を防止する目的により、切り離した当座預金払戻請求書での払戻しは受けできません。

（5）「当座預金払戻請求書」は、取引店でのみ使用できます。

また、使用は本人限りとし、他者への交付・譲渡・貸与はできません。

5. 未使用手形・小切手の返却および「当座預金払戻帳」の交付について

未使用手形・小切手とお客さま控は切り離さずに、手形・小切手帳と「未使用手形・小切手用紙 返却届」をご提出ください。

令和8年1月5日（月）から1年間、お手持ちの未使用手形・小切手を全て返却いただいたお客さまについては、「当座預金払戻帳」を1口座につき1冊無償でお渡しします。手続きはお取引店にお申し込みください。

6. 小切手による払戻しについて

小切手による払戻しは引き続きご利用いただけますが、手形小切手帳の発行は令和8年3月25日（水）受付分をもって終了させていただきます。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上

当座勘定規定 新旧対照表

新	旧
<p><b>第7条 (手形、小切手の支払等)</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p><u>A. 届出または登録の印章により、当組合所定の当座預金払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>B. 小切手を使用する方法。</u></p> <p>(4) 前項の払戻しに当座預金払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときには、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p> <p>また、払戻しにあたっては、当座預金払戻請求書と当座払戻控にご記入後、切り離さずに当座預金払戻帳をお取引店にご提示ください。当座預金払戻請求書は他者への交付・譲渡・貸与はできません。</p>	<p><b>第7条 (手形、小切手の支払)</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p style="text-align: right;"><u>＜左記追加＞</u></p>
<p><b>第8条 (手形、小切手用紙等)</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙または当座預金</p>	<p><b>第8条 (手形、小切手用紙)</b> &lt;左記追加&gt;</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙&lt;左記追加&gt;の</p>

新	旧
<p><u>払戻帳(当座預金払戻請求書)</u>の<u>交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を<u>当組合の各種手数料一覧表</u>に記載された金額で交付します。</p>	<p><u>＜左記追加＞</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>
<p><b>第12条 (手数料等の引落し)</b></p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または当座預金払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。</p>	<p><b>第12条 (手数料等の引落し)</b></p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>＜左記追加＞</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。</p>
<p><b>第13条 (支払保証<u>＜右記削除＞</u>)</b></p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>＜右記削除＞</u></p>	<p><b>第13条 (支払保証に代わる取扱い)</b></p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合の自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>
<p><b>第17条 (印鑑照合等)</b></p> <p>(1) 手形、小切手、<u>当座預金払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>当座預金払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故</p>	<p><b>第17条 (印鑑照合等)</b></p> <p>(1) 手形、小切手<u>＜左記追加＞</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手<u>＜左記追加＞</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、その</p>

新	旧
があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	ために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
<略>	<略>
全文削除	当座勘定規定（専用約束手形口用）